



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 8月 8日 金曜日 第1481号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	849
字の区域の変更（ " ）.....	849
新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	849
字の区域の変更（ " ）.....	849
新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	849
字の区域の変更（ " ）.....	850
新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	850
字の区域の変更（ " ）.....	850
字の廃止（宇和島市）.....	850
字の区域の変更（ " ）.....	850
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	850
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	851
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	851
指定介護機関の所在地名の変更.....	851
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	852
町営土地改良事業の計画の変更等の同意（3件）.....	852
肥料の登録.....	852
愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	852
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	852
道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	853
道路の供用開始（ " ）.....	853
開発行為に関する工事の完了.....	853
道路の位置の指定（2件）.....	854

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 854

告 示

○愛媛県告示第1604号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町下弓削21の2、69の1、69の2、70の1から70の3まで、115、116、118及び1032から1035までの地先	13,693.61

○愛媛県告示第1605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
下弓削	弓削町下弓削21の2、69の1、69の2、70の1から70の3まで、115、116、118及び1032から1035までの地先公有水面埋立地	13,693.61

○愛媛県告示第1606号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町下弓削21の2、69の1、69の2、70の1から70の3まで、115、116、118及び1032から1035までの地先	6,831.31

○愛媛県告示第1607号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
下弓削	弓削町下弓削21の2、69の1、69の2、70の1から70の3まで、115、116、118及び1032から1035までの地先公有水面埋立地	6,831.31

○愛媛県告示第1608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町上弓削218の2、219、245の1、245の2及び1904の1の地先	1,160.50

○愛媛県告示第1609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
上弓削	弓削町上弓削218の2、219、245の1、245の2及び1904の1の地先公有水面埋立地		1,160.50

○愛媛県告示第1610号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町上弓削218の2、219、245の1、245の2及び1904の1の地先	1,779.66

○愛媛県告示第1611号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

○愛媛県告示第1614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社エル・シー・エヌ	松山市萱町五丁目55番地	グループホーム久万いこいの郷	上浮穴郡久万町入野1726番地の5	平成15年6月27日
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万町久万181番地2	ヘルパーセンターしるもと	上浮穴郡久万町久万181番地2	平成15年7月8日
社会福祉法人面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村洪草2431番地	面河村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	上浮穴郡面河村洪草2431番地	平成15年7月10日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ヘルパーステーション瀬戸あいじゅ	西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	デイサービスセンター瀬戸あいじゅ	西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	ショートステイ瀬戸あいじゅ	西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
上弓削	弓削町上弓削218の2、219、245の1、245の2及び1904の1の地先公有水面埋立地		1,779.66

○愛媛県告示第1612号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

大字石応及び大字白浜の区域内の小字を全部廃止する。

○愛媛県告示第1613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘要
	字名	地番	
大字白浜	大字石応	1712の1から1712の3まで、1715、1715の2、1716及び1716の2	これに伴う道路、水路等を含む。

社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	グループホーム瀬戸あいじゅ	西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
藤野尚之	西宇和郡三崎町三崎692-2	みさき歯科医院	西宇和郡三崎町三崎692-2	平成15年6月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	東宇和郡宇和町卯之町2-307	平成15年7月9日
吉田興産有限会社	北宇和郡広見町芝42番地3	グループホームさくら	北宇和郡広見町内深田1067番地2	平成15年7月1日
社会福祉法人なごみの会	今治市別名251番地	ヘルパーステーションなごみ	今治市別名251番地 特別養護老人ホーム今治なごみ苑1階	平成15年6月6日
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	平成15年6月30日
医療法人三善会	宇和島市堀端町2番地39号	グループホーム薬師谷マナー	宇和島市川内字大黒田甲2101番地	平成15年6月30日
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス東予	東予市周布348番地8	平成15年6月30日

○愛媛県告示第1615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村洪草2431番地	面河村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	上浮穴郡面河村洪草2431番地	平成15年7月10日

○愛媛県告示第1616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地名及び居宅介護事業を行う事業所の所在地名が次のように変更された。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所		居宅介護事業を行う事業所	所在地名		変更年月日	
	の所在地名			名称	所在地名		
	旧	新			旧		新
八幡浜地区施設事務組合	西宇和郡保内町川之石1-8-1	西宇和郡保内町磯崎2114番地3	特別養護老人ホーム青松寮	西宇和郡保内町川之石1-8-1	西宇和郡保内町磯崎2114番地3	平成15年6月1日	

○愛媛県告示第1617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が、次のように変更された。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
特別養護老人ホーム青石寮	八幡浜地区施設事務組合	西宇和郡保内町川之石1-8-1	西宇和郡保内町磯崎2114番地3	平成15年6月1日

○愛媛県告示第1618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	さくら・介護ステーション今治	今治市郷新屋敷五丁目3番2号	平成15年6月30日
株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	さくら・介護ステーション東予	東予市周布348-8-2F	平成15年6月30日

○愛媛県告示第1619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、小田町から協議のあった土地改良事業（暗渠排水事業・中組地区）の計画の変更に平成15年7月28日同意した。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、小田町から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・中組地区）の計画の変更に平成15年7月28日同意した。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、小田町から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・中組地区）の計画の変更に平成15年7月28日同意した。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1622号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成15年7月28日	愛媛県第1263号	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量8.0 りん酸全量4.5	該当事項なし	マルトモ株式会社 愛媛県伊予市米湊1696番地
平成15年7月28日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねぼかし	窒素全量4.5 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地

○愛媛県告示第1623号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第1項中「、トンネル工事」の下に「（知事が定める小規模で技術的難度の低い工事を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「、当該トンネル工事」を「当該トンネル工事」に改める。

○愛媛県告示第1624号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
幹流中浦川	右岸 東宇和郡明浜町大字高山字長谷153番地先から同町大字高山字下中浦1の2番地先まで

	左岸 東宇和郡明浜町大字高山字長谷 153 番地先から同町大字高山字下中浦3647番地先まで
幹流 堂面川	右岸 東宇和郡明浜町大字高山字足山 595 番地先から同町大字高山字中村1070番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字高山字足山 594 番地先から同町大字高山字堂面 323 番地先まで
支流 山田川	右岸 東宇和郡明浜町大字高山字西谷 803 番地先から同町大字高山字山田 619 番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字高山字西谷 803 番地先から同町大字高山字山田 616 番地先まで
支流 大久保川	右岸 東宇和郡明浜町大字高山字大久保 795 番地先から同町大字高山字山田 697 番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字高山字大久保 795 番地先から同町大字高山字山田 697 番地先まで
幹流 中ノ浦川	右岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字中ノ浦 282 番地先から同町大字田之浜字中ノ浦 143 番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字中ノ浦 289 番地先から同町大字田之浜字中ノ浦 104 番地先まで
幹流 榎谷川	右岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字千丈場 431 番地先から同町大字田之浜字榎谷 363 番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字千丈場 431 番地先から同町大字田之浜字榎谷 347 番地先まで
支流 滝川	右岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字東田 976 番地先から同町大字田之浜字泉田之下1011番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字泉田 973 番地先から同町大字田之浜字泉田之下 918 番地先まで

幹流 荒田川	右岸 西宇和郡三瓶町大字下泊字荒田2622番地先から東宇和郡明浜町大字高山字荒田1926番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字高山字荒田2110番地先から同町大字高山字荒田1969番地先まで
--------	---

○愛媛県告示第1625号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 東川	右岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字中ノ浦 223 番地先から同町大字田之浜字中ノ浦 180 番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字中ノ浦乙62番地先から同町大字田之浜字中ノ浦 133 番地先まで
幹流 西奥川	右岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字柳ノ元1414番地先から同町大字田之浜字西ノ成1135番地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字田之浜字西峯1512番地先から同町大字田之浜字西ノ成1135番地先まで

○愛媛県告示第1626号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘字丸岩2455番	旧	メートル 5.0～11.4	キロメートル 0.062	
			新	14.2～23.0	0.062	

○愛媛県告示第1627号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘字丸岩2455番	平成15年 8月 8日

○愛媛県告示第1628号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 8月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15八局大土(開)第730 2号の5 平成15年7月29日	大洲市若宮字ミズコシ1558番1、1559番1及び1561番1	松山市宮西一丁目2番1号 株式会社 メディコ・二十一 代表取締役 土居 浩治

○愛媛県告示第1629号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 道路の位置
西条市大師町字大師町 195 番
- 2 申請人の住所氏名
新居浜市松木町 4 番25号
株式会社アドバンス
代表取締役 山内 通敏
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1630号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 道路の位置
大洲市新谷字野牛乙1290番1、乙1291番1及び乙1290番1地先里道
- 2 申請人の住所氏名
大洲市新谷乙812番地第3
松若 俊治
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月8日

愛媛県知事 加戸 守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月29日	特定非営利活動法人 エコロジー・エネルギー・フ ォーラム	三宅 和雄	松山市小坂五丁目4番18号	この法人は、不特定多数の個人及び団体に対し、環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全を通じた住み良いまちづくりへの意識啓発に関する事業を行うことにより、豊かで充実した生活の出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。